

早急に、高浜原発3・4号機の再稼働に反対を表明してください
福井県知事と高浜町長の了解だけで再稼働を進める関電に抗議してください
クレーン倒壊事故・再稼働について、住民説明会を関電に求めてください

安定ヨウ素剤の事前配布を実施してください

質問・要望書

2017年5月10日

伊根町長 吉本秀樹 様

日頃より伊根町民の安全な暮らしを守るためにご尽力いただき、ありがとうございます。
また、舟屋や棚田など自然豊かな伊根の地は、関西から訪れる者にとって憩いの場でもあります。伊根の環境を守っていただき、感謝しています。

関西電力は、高浜3・4号の再稼働準備を進めています。4月28日から開始した4体のMOX燃料を含む燃料装荷を5月1日に完了し、連休中に原子炉容器の上ぶた取り付け作業、その後に配管漏えい検査等などを実施し、5月18日頃には原子炉を起動して超危険なプルサーマルを開始しようとしています。高浜原発で事故が起これば、30km圏内の美山をはじめ京都府・関西全域に甚大な被害をもたらします。

福井県知事は、4月25日に県庁を訪れた関電社長に対し、無責任にも再稼働を了承しました。しかし関電は、地元のみならず30km圏内住民に対して、説明さえしていません。

原発から30km圏内に約12万人が暮らす京都府の意見は無視されたまま、福井県知事の了承のみで再稼働が進んでいます。京都府は4月25日に、再稼働の説明に来た関電に対して、クレーン事故は解決していないため再稼働の説明は受け入れられないと告げ、同意していません。

2月16日、4月7日の京都府7市町地域協議会・幹事会では、関電が示したクレーン倒壊事故の「改善措置」や「総点検結果」に対し、関電の安全管理全体に関する厳しい意見が出され、再度の説明を求めています。私たちの申し入れに対して、舞鶴市長や福知山市も、クレーン倒壊事故の納得いく説明と対策が示されない限り、再稼働には反対すると表明されています。滋賀県知事は既に、高浜3・4号の再稼働に反対を表明されています。

さらに、4月24日に名古屋高裁金沢支部で行われた大飯原発運転差止裁判で、前規制委員会委員の島崎邦彦氏が証人として出廷され、入倉・三宅式による基準地震動は過小評価で再稼働の許可を出してはならないと証言されました。高浜3・4号も同じ方式によって基準地震動が決められており、このまま再稼働すれば、事故の危険が高まってしまいます。また、実効性のある汚染水対策も取られていません。

安定ヨウ素剤の事前配布も実施されず、避難弱者の避難手段等も具体化されていません。このように避難計画に実効性もない中で、再稼働が進められることは許されません。

今村前復興大臣は、「自主避難は自己責任」「あちら（福島）でよかった」等の暴言により、厳しい批判を受けて辞任しました。原発事故被害者を切り捨てながら、再稼働が進められていくことに、多くの人々が憤りを感じていることを示しています。

伊根町住民が原発事故によってふる里を奪われ、原発事故の被害者となることのないよう、市民ならびに関西一円の命と安全な暮らしを守るため、高浜原発の再稼働に反対を表明してください。

下記の要請事項と質問に教えてください。

要望 1 高浜原発 3・4 号機の再稼働に反対を表明してください。

福井県知事と高浜町長の了解だけで再稼働を進める関電に抗議してください

今年 1 月に起きた高浜原発でのクレーン倒壊事故は、関電に染み付いた安全性軽視の体質をまたもさらけ出しました。関電が敦賀労基署に提出した「改善措置」は、「暴風等の情報について、日本気象協会から F A X を受領する運用を開始」等です。何をかいわんやです。さらに、関電が 4 月 7 日に福井県や京都府等に提出した「総点検結果」では、相も変わらず、「社長が先頭に立った安全最優先の再徹底」「揺るぎない安全文化の構築」等々です。2004 年の 11 名もの死傷者を出した美浜 3 号機事故以降、関電が述べてきた「安全文化の醸成」を繰り返しているだけです。クレーン倒壊事故は、美浜 3 号機事故からも、福島原発事故からも何も学んでいないことを示しています。

< 関電の改善措置 >

- ・ 自然環境の悪化に係る情報（大雨、暴風等）について、日本気象協会から F A X を受領する運用を開始。

「高浜発電所 2 号機クレーン倒壊にかかる敦賀労働基準監督署からの指導票に対する改善措置の報告について」 3 月 29 日 関電 H P より抜粋

高浜原発の地元である高浜町・音海区自治会は、11 名もの死傷者を出した美浜 3 号機事故や、福島原発事故の「反省を感じ取ることはできません」「もう、関西電力は取り返しのつかない大事に至る前に、原発から撤退し、別の発電方法への転換を考えられた方が良いのではありませんか。」と厳しい意見を関電に提出しています。[資料 1]

5 月 1 日に舞鶴市に私たちが申し入れた際に、舞鶴市は下記を回答され、関電の安全管理全体が改善されなければ再稼働は認められないと表明しました。

舞鶴の回答：

高浜発電所では、管理区域内における水漏れ、原子炉自動停止、クレーン倒壊等、3 つの事故が起きているが、関西電力の安全対策・再発防止策の説明は不十分である。

P A Z 区域を有し、住民避難訓練等立地自治体と同等の対策を講じている舞鶴市の理解を得ることなく、3・4 号機の再稼働が論じられることは誠に遺憾であり、舞鶴市民の安全・安心を守る市長として、引き続き納得のできる安全対策・再発防止策の説明を求めてまいります。

【質問1】クレーン倒壊事故の「総点検結果」は不十分なので、「再稼働は認められない」と表明すべきではないですか。

【質問2】クレーン倒壊事故について、地域協議会・幹事会だけでなく、伊根町住民・周辺住民への説明会を関電は実施すべきではないですか。

【質問3】関電は、高浜原発3・4号機でプルサーマルを開始しようとしています。しかし、フランスのアレバ社で製造されたMOX燃料の品質管理データは非公開のままです。MOX燃料の規格と品質管理について、フランスの原子力規制機関も原子力規制委員会も管理・監督をしていません。関電は以前に、英国のBNFL社で製造されたMOX燃料にデータ不正があることを知りながら、それを隠してプルサーマルを開始しました。

MOX燃料の品質について、7市町自治体や住民に説明すべきではないですか。

【質問4】再稼働については、関電や国に、改めて住民説明会を求めるべきではないですか。

【質問5】地震審査の担当だった前規制委員の島崎邦彦氏の裁判での証言を尊重し、高浜3・4号の基準地震動についても見直すべきではないですか。そのことを京都府と議論すべきではないですか。

要望2 30km圏内自治体として、再稼働に関する同意権を求めて下さい。

京都府知事を含む関西広域連合は2015年4月23日、立地並みの安全協定の締結などを求め、「これらが実行されないとすれば、高浜原子力発電所の再稼働を容認できる環境にはない」と表明しています。しかし、再稼働の同意権は福井県と立地町のみで、京都府30km圏内自治体の意見は無視され、事故が起これば被害をうけるのみです。

要望3 安定ヨウ素剤の事前配布を実施してください。

安定ヨウ素剤は、事故時に迅速に服用しなければ意味がありません。市内数か所で分散備蓄するだけでは不十分です。事故時に身を守るものは、避難と安定ヨウ素剤しかありません。

滋賀県ではUPZ内の学校・幼稚園・保育所・病院・福祉施設等の避難弱者施設で安定ヨウ素剤が備蓄されています。福井県でも、UPZ内の学校・幼稚園・保育所で備蓄する取り組みが進んでいます。幼稚園等での備蓄を検討していないのは京都府だけです。

私たちは、2016年10月27日、「若狭の原発から30km圏内 京都府・滋賀県の保育所・学童施設等への原発事故時の避難計画に関するアンケート結果」を発行しました[資料2]。幼稚園等の現場で、不安が最も多かったのは、安定ヨウ素剤に関するものでした。いくつ

かの幼稚園・学童施設を訪問しましたが、「避難時に対応することは難しい」「副作用のチェック等を事前に行い、事前配布が必要」等々の声を聴きました。

2013・2014年に兵庫県が実施したシミュレーション結果（現在は県HPから削除）等からも、伊根町・関西一円に事故の被害が及ぶことは明らかです [資料3]。兵庫県知事は当時、ブルームは最短2時間で神戸に達すると議会で答弁しました。

【質問6】滋賀県等と同じく、学校・幼稚園等の避難弱者施設で備蓄すべきではないですか。規制庁のガイドライン（安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって）でも、これら施設での備蓄については「必要性が高い」と書いています。

【質問7】保育所等に通っていない子どもたちに、ゼリー剤を含めて事前配布すべきではないですか。3月31日の規制庁・内閣府と私たち市民の交渉で、「このことについて妨げない」と内閣府は回答しています [資料4]。

【質問8】積雪等の自然災害で孤立の危険がある地域に、事前配布を実施すべきではないですか。同政府交渉で内閣府は、都道府県から要請があれば認めると回答し、「国に拒否する権限も、拒否の基準もない」と表明しています。

【質問9】福島県には事故当時大量の安定ヨウ素剤が備蓄されていましたが、ほとんど配布されませんでした。福島県内の甲状腺がんは、悪性・その疑いがある子どもは185名（一人は良性）と公表されていました。しかし実際には、大人も含めて1082名もの人々が甲状腺がんの手術を受けていたことが明らかになっています。さらに、千葉県等でも子どもの甲状腺がんの発症が確認されています。

下記の日本医師会ガイドブックにあるように、早期の服用が必要です。そのためには事前に配布されなければ意味がありません。

5km圏内だけでなく、伊根町でも安定ヨウ素剤の事前配布が必要ではないですか。

安定ヨウ素剤の服用時期と効果

放射性ヨウ素に曝露する24時間前	90%以上の抑制効果
放射性ヨウ素に曝露した8時間後	40%の抑制効果
放射性ヨウ素に曝露した24時間後	7%の抑制効果

日本医師会「原子力災害における安定ヨウ素剤服用ガイドブック」より

2017年5月10日

避難計画を案ずる関西連絡会



(連絡先団体: グリーン・アクション/原発なしで暮らしたい丹波の会/脱原発はりまアクション/
原発防災を考える兵庫の会/美浜の会)

この件の連絡先: 美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会 (美浜の会) e-mail mihama@jca.apc.org
大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル 3階 TEL:06-6367-6580 FAX:06-6367-6581